

## BODY ARCHI 施設利用規約

### 第1条 (目的)

当社は、当社が運営するセルフエステ「BODY ARCHI」に関して、利用者および当社が遵守すべき事項と諸条件を明確にするため、本規約を定めます。

### 第2条 (適用)

1. 本規約は、本施設を利用および利用しようとする全ての方に適用され、本規約の他、個別サービス毎に規定される個別規約、別途設定するルール、ガイドライン、当社が都度案内する追加規定および今後提供する新サービス毎に規定・案内する個別規定等（以下総称して「個別規定等」といいます）も、名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
2. 本規約と個別規定等が異なる場合には、個別規定等の定めが優先して適用されるものとします。

### 第3条 (定義)

本規約において以下に掲げる用語は、次の各号の定める意味で用います。

- (1) 「本施設」とは、当社が運営するセルフエステ「BODY ARCHI」のことをいいます。
- (2) 「(本施設の) 利用」とは、当社が本施設内に設置したエステ機器等を自己の身体に対して用いる（セルフエステを行う）ことをいいます。
- (3) 「利用者」とは、本施設を利用するすべての方のことをいいます。
- (4) 「体験利用者」とは、利用者のうち、過去に1度も本施設を利用したことがない方のことをいいます。
- (5) 「ビジター利用」とは、本施設利用の都度、当社に利用料金を支払い、本施設の利用を行うことをいいます。
- (6) 「ビジター利用者」とは、利用者のうち、ビジター利用を行う方のことをいいます。但し、体験利用者を除きます。
- (7) 「会員」とは、別途定める手続きを経て、当社との間で本施設を月々の定額制にて利用する契約が成立した利用者であることをいいます。

### 第4条 (利用資格)

利用者は、次の各号すべてに適合する方に限ります。

- (1) 満18歳に達している方
- (2) 女性の方
- (3) 健康状態に異常がない方
- (4) 医師からエステ機器の使用を禁止されていない方
- (5) 本施設の目的・趣旨を理解し、本規約および個別規定等を遵守できる方
- (6) 利用料金、入会金等、本施設利用に関して利用者が当社に支払うべき費用の滞納をしていない方
- (7) 過去に第14条第1項に基づき本施設の利用を禁止されていない方

- (8) 第 18 条（反社会的勢力の排除）各号に該当しない方
- (9) 別途定めるマシン利用規約で利用を禁止されていない方
- (10) 本施設利用に先立ち、当社が会員、体験利用者又はビジター利用者として認めた方

#### **第 5 条（体験利用）**

1. 体験利用者は、当社所定の手続きを行い、当社が承認した場合、本施設を利用することができるものとします。
2. 体験利用者は、別途当社が定める体験利用料金を当社に支払うものとします。
3. 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合又は不可抗力により本施設が利用できない場合を除き、体験利用者から受領した体験利用料金の返還を行わないものとします。

#### **第 6 条（ビジター利用）**

1. 次の各号のいずれかにあてはまる方は、当社所定の手続きを行い、当社が承認した場合、ビジター利用を行うことができます。
  - (1) 前条に定める体験利用を過去に行ったことのある方
  - (2) 会員が、会員プランごとに定める利用可能時間外に利用する場合
  - (3) 過去に会員だった方
2. 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合又は不可抗力により本施設が利用できない場合を除き、ビジター利用者から受領したビジター料金の返還を行わないものとします。

#### **第 7 条（予約・キャンセル）**

1. 利用者は、当社が別途定める方法にて、事前に本施設利用の予約を行うことができます。
2. 前項の予約を行った利用者は、別途当社が定める利用開始期限までに本施設の利用を開始するものとし、これを過ぎても本施設の利用が開始されない場合には、予約時間内であっても本施設の利用が行えないことを予め承諾します。
3. 第 1 項の予約を行った利用者が、当社が定める期限までに別途当社が定める方法により予約の変更またはキャンセルを行わず、かつ前項の利用開始期限までに利用を開始しない場合には、無断キャンセルを行ったものとみなします。
4. 無断キャンセルを行った利用者は、以降の予約が制限される場合があることを予め承諾します。

#### **第 8 条（本施設利用時の遵守事項）**

1. 次の各号に該当する方は、本施設を利用できません。
  - (1) 飲酒、体調不良等により、施設利用が困難だと当社が判断した方
  - (2) その他、第 4 条に適合しないまたは適合しないおそれがあると当社が判断した方
2. 当社は、次の各号に該当する行為を禁止します。
  - (1) 他の利用者に対する迷惑行為及び施設利用を妨げる行為（故意または過失であるか否かを問わず、威力・暴力を用いることを含むがこれに限らない）
  - (2) 本施設内での物品の売買、勧誘行為（営利・非営利を問わない）、寄付または署名への呼び

かけ、政治活動もしくは宗教活動を行うこと

(3) 当社の許可なく、本施設内を撮影または録音すること

(4) 男性の本施設内への立ち入り（身体障害者の介助者等、当社が特別に許可する場合があります）

(5) 許可された場所以外での喫煙、食事

(6) 刃物等危険物、違法薬物および動物の持ち込み

(7) 他人になりすまして本施設を利用する行為

(8) 自身の ID・パスワードまたはバーコードを貸し出す等により、他人に本施設を利用させる行為

(9) 当社または第三者を差別し、誹謗中傷を行う等、名誉や信用を毀損する行為

(10) お子様同伴での本施設の利用

(11) 本施設の運営を妨げるおそれがあると、当社が判断した行為

(12) その他、前各号に類する行為

3. 前各項のほか、利用者は施設ごとに設けられた館内規則等を遵守しなければならないものとします。

#### **第9条（当社の免責事項）**

当社は次の各号について、当社の過失により発生した損害のうち直接かつ現実に生じた通常の損害（逸失利益・間接損害を含みません）に限り、金10万円を上限として責任を負うものとします。ただし、当社の故意または重過失（生命・身体の損害については過失とします。）により発生した損害についてはその限りではありません。

(1) 本施設内での盗難等の事故

(2) 利用者同士のトラブル

(3) 第12条（利用の制限）又は第15条（本施設の閉鎖等）により本施設の利用ができないことによる損害

(4) 利用者が本規約および個別規定等を遵守しなかったことにより発生した損害

(5) 前各号に類する損害等

(6) その他当社が何らかの理由により賠償責任を負う場合の損害

#### **第10条（利用者の責任）**

1. 利用者は、本施設の利用を利用者自らの責任において行なうものとします。利用者は、利用者自身の行為の結果について一切の責任を負い、当該行為の結果生じた損害（弁護士費用など一切の費用を含む）を負担するものとします。ただし、当社の故意または過失により生じた損害については、第9条の規定に準じるものとします。

2. 利用者は、本施設の利用を通じて当社または第三者（他の利用者を含む）に損害を与えた場合には、利用者自らの責任と費用負担において、その損害を賠償しなければならないものとします。

3. 利用者は、自己の ID・パスワードまたはバーコードの管理について一切の責任を負うものと

し、第三者が利用者の許可や知見なくこれらを使用することにより本施設が利用された場合でも、利用者自らが当該利用を行ったものとみなされ、それにより生じる責任を利用者は負うものとします。

4. 前各項の規定は、当社に故意または重過失がある場合の、利用者の当社に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

#### **第 11 条（営業時間・休業日）**

1. 当社は、本施設の営業時間を別途定めるものとし、利用者は当該営業時間内のみ本施設を利用できるものとします。

2. 当社は、本施設ごとに営業時間ならびに定休日、年末年始・夏季休業等の休業日を定めます。

#### **第 12 条（利用の制限）**

1. 当社は、本施設運営を円滑に行うため、利用者による本施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができるものとします。

2. 当社は、下記における利用者による本施設の利用を制限することができます。

(1) 第 11 条第 2 項に定める休業日

(2) 本施設内の点検・修理・改装を行う場合

(3) 当社が特別なイベント等を実施する場合

(4) 天災地変その他当社の責に帰すことのできない不可抗力により本施設の利用ができない場合

#### **第 13 条（情報の登録）**

1. 利用者は、本施設の初回利用前に、氏名、住所、連絡先、生年月日等、当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます）を、当社に対し提供し、当社は当該登録情報を、当社のデータベースに登録するものとします。

2. 利用者は、自己の登録情報に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続きを行うものとします。

3. 利用者が誤った登録情報を当社に提供していた、または変更手続きを怠っていた等、利用者の責に帰すべき事由により、登録情報の登録が正常に行われていなかったために、利用者が不利益を被った場合、当社は責任を負わないものとします。

#### **第 14 条（利用の禁止）**

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用者の本施設の利用を禁止することができます。

(1) 当社に提供した登録情報に虚偽の内容が含まれていたとき

(2) 本施設の設備を故意または重過失により損壊したとき

(3) 利用料金その他の諸費用を滞納したとき

(4) 本規約、個別規定等に違反したとき

(5) その他、利用者に本施設の利用を継続させることが相当でないと当社が判断したとき

2. 利用者が前項各号のいずれかに該当する場合、当社は利用者との間に成立した本施設利用に関する契約を解除できるものとします。なお、この場合利用者は、当該解除によって発生した損害の賠償請求および支払済の利用料金の返還等の請求はできないものとします。

#### **第 15 条（本施設の閉鎖等）**

当社は、次の各号の場合、利用者に事前通知を行うことなく、本施設の全部または一部を閉鎖し、または利用を制限することができます。

- (1) 法令・行政機関等の指示・命令に基づく場合
- (2) 地震・津波・洪水・噴火等の天災地変、戦争・動乱・暴動等の不可抗力
- (3) その他、本施設運営を継続しがたい事由が生じたとき

#### **第 16 条（遅延損害金）**

利用者が、当社に対する利用料金等の支払いを怠ったときは、支払い期日の翌日から支払日の前日までの日数について年 14.6%の割合による遅延損害金を支払う義務を負います。

#### **第 17 条（権利の譲渡等）**

1. 利用者は、当社の事前の承諾がある場合を除き、本規約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、移転、担保の用に供してはならないものとします。
2. 当社が本施設にかかる事業を第三者に譲渡する場合には、利用者の承諾を得ることなく、本規約に基づく権利及び義務並びに利用者の登録情報その他の顧客情報等を含む本契約上の地位を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとします。なお、このことは、事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合においても同様とします。

#### **第 18 条（反社会的勢力の排除）**

1. 利用者は、自己が以下の各号のいずれにも該当しないこと、および将来にわたってもこれに該当しないことを表明・保証します。

(1) 現在、暴力団、暴力団構成員、暴力団構成員でなくなったときから 5 年を経過していない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）であること

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結すること

2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・保証します。

(1) 脅迫的な言動、もしくは暴力を用いること

(2) 偽計または威力を用いて業務を妨害し、風説を流布するなどにより当社または第三者の名誉・信用を棄損すること

(3) 法的責任を超えた不当な要求をすること

(4) 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

(5) 前各号に準ずる行為を行うこと

(6) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を行わせること

#### **第 19 条（個人情報の保護）**

当社は、利用者の個人情報を、別途定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取扱うものとします。

#### **第 20 条（規約・個別規定等の改定）**

1. 当社は、必要と判断した時、利用者の承諾を得ることなく本規約および個別規定等を改定することができるものとし、本施設の WEB サイト上に改定内容等が表示された時点より、効力を生じるものとします。
2. 本規約の内容が改定され、改定後においても引き続き本施設を利用者が利用した場合、利用者は、本規約の改定に同意したものとみなされ、利用者および当社は、改定後の規約に拘束されるものとします。
3. 前二項に関わらず、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合には、当社所定の方法で同意を得るものとします

#### **第 21 条（準拠法）**

本規約に関する準拠法は日本法とします。

#### **第 22 条（管轄裁判所）**

本規約に関連して紛争が生じた場合は、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018年11月1日制定

2019年2月1日改定

2019年3月15日改定

2019年8月1日改定

2020年4月2日改定

2022年4月1日改定

2022年9月9日改定

## マシン利用規約

当社は、当社が運営するセルフエステスタジオ「ボディアーキ」に設置するエステ機器（以下「マシン」といいます）の利用にあたって利用者が遵守すべき事項等を、以下の通り定めます。

### ◆マシン名称：痩身複合機「フォースカッター」

#### 使用前の注意事項

- マシンの使用前に必ずスタッフの説明および説明動画等をご覧いただき、これらに従ってご使用ください。

必ず指定しているローション、ジェルをご使用ください。

- マシンを使用する前に、指定しているジェルを手のひらに取り、ヘッドを使用部位に当てて温度をご確認ください。
- 異常に熱い時は使用を止めて、スタッフにお声掛けください。
- 頭部、バスト、粘膜には使用しないでください。
- 体調が優れない時は無理に使用しないでください。
- マシン使用時は、金属類・ストッキングを外してください。
- マシンの使用に際し、少しでもご不明点・疑問点がある場合には事前に必ずスタッフに確認してください。

#### 禁止事項

(1) 以下のいずれかに当てはまる場合は使用をしないでください。

- 妊娠中の方
- 心臓の弱い方、心臓疾患がある方
- 悪性腫瘍のある方
- 内出血の出やすい方
- 体内に金属類が入っている方

(2) 下記の方は医師に確認の上で施術を行ってください。

- 皮膚疾患に伴うステロイド薬の治療を受けている方
- 甲状腺疾患のある方
- アレルギー疾患のある方

#### 使用上の注意

- 火傷には十分ご注意ください。
- ジェルの使用量が足りない場合は、火傷する恐れがありますので使用量をお守りください。
- ヘッドを肌に押し当て、軽く滑らせるようにご使用ください。
- 同じ部位への30分以上の連続した施術は控えてください。
- スタートボタンを押した後に、モノポーラを肌に接触させた状態で、銀のプレートを移動させないでください。
- モノポーラは、銀のプレートを肌にしっかり密着させた状態で使用するものとし、銀のプレートと肌の接触が浅い状態でのご使用はおやめください。
- マルチポーラを使用する際は、肌に圧をかけずに使用してください。

## その他の注意事項

- マシンを使用する際は、推奨レベルを必ず守ってください。
- マシンの使用方法は、スタッフの指示および説明動画等に従ってください。
- マシンを使用した日は、肌に負担がかかる行為はお避けください。
- マシンを使用しながらの携帯電話の通話はお控えください。
- モノポーラ使用時は、電子機器を使用しないでください。
- マシン使用時の携帯電話の故障などについて、当社は一切責任を負いません。
- 使用方法に問題があった場合の火傷・皮膚トラブルなど事故が発生した場合には、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に故意又は重過失（生命・身体の損害については過失とします。）がある場合にはその限りではありません。

## BODY ARCHI コース会員規約

### 第1条 (目的)

当社は、当社が運営するセルフエステ「BODY ARCHI」に関して、会員および当社が遵守すべき事項と諸条件を明確にするため、BODY ARCHI コース会員規約（以下「本規約」といいます）を定めます。

### 第2条 (定義)

本規約において以下に掲げる用語は、次の各号に定める意味で用います。

- (1) 「本施設」とは、当社が運営するセルフエステ「BODY ARCHI」のことをいいます。
- (2) 「入会」とは、第4条の手続きを行い、当社との間で本施設を月々の定額制にて利用する契約を締結することをいいます。
- (3) 「会員」とは、入会手続きが完了した利用者のことをいいます。
- (4) 「入会日」とは、第4条第1項に定める契約が成立した日をいいます。
- (5) 「休会」とは、会員からの申し出に基づき、会員の本施設利用の権利を一時的に停止することをいいます。
- (6) 「退会」とは、会員からの申し出に基づき、当社と利用者との間の契約関係を終了させることをいいます。

### 第3条 (会員資格)

会員は、次の各号すべてに適合する方に限ります。

- (1) 別途当社が定める「BODY ARCHI 施設利用規約」第4条で規定する利用資格に適合する方
- (2) 本規約を遵守できる方
- (3) 過去に会員だった方については、退会日から3カ月以上経過している方

### 第4条 (入会手続き)

1. 利用者が本規約に同意のうえ、当社所定の方法にて入会の申込みを行い、当社がこれを承諾した場合に、本施設の定額制利用に関する契約（以下「契約」といいます）が成立します。
2. 当社は、利用者から入会申込みがあった際に、所定の審査を行い、第3条に適合しないまたは適合しないおそれがあると判断した場合には、入会を拒否できるものとします。

### 第5条 (入会金)

1. 会員は、入会時に、別途当社が定める入会金を支払うものとします。
2. 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合又は不可抗力により本施設が利用できない場合を除き、会員から受領した入会金の返還を行わないものとします。

### 第6条 (月額利用料)

1. 会員は、当社が別途定める月額利用料（以下「月額利用料」といいます）を支払うものとします。なお、支払時期については、下記のとおりです。

(1) クレジットカードの場合、当月分を当月 10 日（入会月は翌月 10 日）に請求します。※利用するカード会社によって引落日が異なります。

(2) 口座振替の場合、当月分を当月 27 日（入会月は翌月 27 日）に引落します。※27 日が土日祝日の場合、翌営業日の引落しとなります。

2. 入会日の属する月（以下「入会月」といいます）の月額利用料については、日割計算を行うものとし、入会日翌日から入会月末日までの日数相当分を支払うものとします。なお、入会日が月の末日であった場合には、翌月 1 日以降の月額利用料を支払うものとします。

3. 本施設を利用していない月に関しても、月額利用料の全額をお支払いいただくものとし、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合又は不可抗力により本施設が利用できない場合を除き、日割計算や返金を行わないものとします。

## 第 7 条（契約期間）

1. 契約期間は、入会日の翌月末日までとします。

2. 契約期間満了日までに、第 11 条に定める退会手続きが完了しなかった場合には、契約は同条件にて 1 カ月間更新され、以後も同様とします。

3. 前各項にかかわらず、契約期間中に退会手続きが完了した場合には、第 11 条第 1 項の表に定める退会日を契約期間満了日とします。

## 第 8 条（予約・キャンセル）

1. 会員が無断キャンセルを行ったことにより、本施設利用の予約を制限された場合であっても、会員は当月分の月額利用料を支払う義務を負うものとし、当社は受領済の月額利用料の返還は行いません。

2. 前項の規定は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合の会員による月額利用料の返還請求を妨げるものではありません。

## 第 9 条（コース変更）

1. 会員が契約中のコース内容を変更する場合には、別途当社が定める変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了した日の翌月 1 日から、変更後の内容が適用されます。

2. 会員が利用店舗の登録内容を変更する場合には、別途当社が定める変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了した日の翌月 1 日から、変更後の内容が適用されます。

## 第 10 条（休会）

1. 休会しようとする会員は、利用登録中の店舗に来店又は当該店舗宛に別途当社の指定する書類を郵送のうえ、別途当社が指定する休会手続きを行うものとします。なお、休会期間の開始日については、下記表に定めます。

休会手続き完了日	休会期間開始日
毎月 1 日～27 日	翌月 1 日
毎月 28 日～末日	翌々月 1 日

※なお、郵送の方法による休会手続きは、当社の指定する書類の記載・内容が不足なく当社に到達し、当該内容を当社が確認できたときに完了するものとします。

2. 休会中の会員は、休会期間中の月額利用料を支払う義務を負わないものとします。
3. 休会中の会員が、利用を再開しようとする場合、別途当社が指定する手続き（以下「利用再開手続き」といいます）を行うものとします。
4. 利用再開手続きが完了（以下「復会」といいます）した会員は、休会前と同条件にて本施設を利用できるものとします。なお、復会後の月額利用料の支払いについては、以下に定めるものとします。
  - (1) 復会日の当月：実際に施設利用を行った日から当月末日までの日数相当分を支払うものとします。
  - (2) 復会日の翌月以降：施設利用の有無にかかわらず、月額利用料全額を支払うものとします。
5. 休会期間は 12 カ月間を限度とし、これを超えても利用再開手続きが行われない場合は、休会期間開始月を初月とする 12 か月後の末日をもって退会したものとみなします。
6. 休会期間の日数については、利用期間への通算は行わないものとします。
7. キャンペーン等により、解約料等の支払いについて別途合意していた会員については、当該定めに従い、休会時に解約料等を支払わなければならないものとします。
8. 復会した会員は、復会日の翌月末日までの期間は、再度の休会を行えないものとします。

## 第 11 条（退会）

1. 本施設を退会しようとする会員は、利用登録中の店舗に来店又は当該店舗宛に別途当社の指定する書類を郵送のうえ、別途当社が指定する退会手続きを行うものとします。なお、退会日については、下記表に定めるものとし、退会日をもって契約は終了するものとします。

退会手続き完了日	退会日
毎月 1 日～27 日	当月末日
毎月 28 日～末日	翌月末日

※なお、郵送の方法による退会手続きは、当社の指定する書類の記載・内容が不足なく当社に到達し、当該内容を当社が確認できたときに完了するものとします。

2. キャンペーン等により、解約料等の支払いについて別途合意していた会員については、当該定めに従い、退会時に解約料等を支払わなければならないものとします。
3. 退会手続きが完了した場合でも、退会日までは本施設を利用することができます。

4. 第 1 項にかかわらず、入会日を含めた 8 日以内に、会員が入会手続きを行った店舗（WEB にて入会申込を行った場合は初回登録店舗）に来店し、退会の申し出を行った場合に限り、来店日をもって退会日とします。なお、本項によって退会となった場合、入会日から退会日までの会員の施設利用の有無を問わず、当社は受領済の入会金および月額利用料がある場合にはこれを会員に返還するものとし、解約料等については対象外とします。

5. 第 10 条第 4 項に基づき、復会した会員は、復会日の翌月末日までの期間は、退会を行えないものとします。

## 第 12 条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 第 3 条に記載の会員資格に適合しなくなったとき
- (4) 第 13 条により契約の解除をされたとき

2. 会員が前項により会員資格を喪失した場合には、会員は以後本施設の一切の利用はできないものとします。ただし、前条第 3 項に規定する場合はその限りではありません。

## 第 13 条（契約の解除）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員との契約を解除できるものとします。

- (1) 当社に提供した登録情報に虚偽の内容が含まれていたとき
- (2) 本施設の設備等を故意または重過失により損壊したとき
- (3) 月額利用料、その他の諸費用を 3 カ月以上滞納したとき
- (4) 本規約、個別規定等に違反したとき

2. 前項により当社が契約を解除したことにより会員が損害を被った場合にも、当社は責任を負わないものとします。

3. 前項の規定は、当社の故意または重過失（生命・身体の損害については過失とします。）により発生した損害の賠償請求および当社に債務不履行等の帰責事由がある場合の会員による料金の返還請求を妨げるものではありません。

## 第 14 条（規定外事項）

本規約に規定のない事項は、ボディアーク施設利用規約、その他個別規定等に従うものとします。

## 第 15 条（利用規約の改定）

1. 当社は、必要と判断した時、適用法令に従い本規約を改定することがあります。この場合、当社は、本施設の WEB サイト上への表示等の方法により、本規約を改訂する旨、改訂後の本規約の内容およびその効力発生日を、会員に通知します。

2. 本規約の内容が改定され、改定後においても引き続き本施設を利用した場合、会員は、本規約の改定に同意したものとみなされ、会員および当社は、改定後の規約に拘束されるものとします。

3. 前二項に関わらず、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合には、当社所定の方法で同意を得るものとします。

2018年11月1日制定

2018年12月7日改定

2019年2月1日改定

2019年3月15日改定

2019年7月9日改定

2019年7月16日改定

2019年9月13日改定

2019年10月15日改定

2019年12月4日改定

2021年9月1日改定

2022年1月17日改定

2022年2月1日改定

2022年4月20日改定

2022年9月9日改定